

ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関するご案内

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品の使用促進を積極的に図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

医薬品の供給状況によっては、患者様へ投与する薬剤が変更となる可能性があります。

また、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

変更にあたっては、患者様へ十分な説明を行いますが、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら、薬剤師までご相談ください。

<先発医薬品をご希望の場合>（選定療養費のご案内）

R6年10月より、後発医薬品が販売されて5年が経過した医薬品(長期収載品)や、後発医薬品の普及率が50%に達している医薬品について、患者様の希望により先発医薬品を処方する場合は、選定療養費として、最も薬科が高い後発医薬品と希望の先発医薬品との差額の4分の1を患者自己負担していただきます。

（当院では、地域支援・医薬品供給対応体制加算1及び一般名処方加算を算定しています。）